

事務連絡  
平成23年3月18日

都道府県  
各 指定都市 介護扶助担当者 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課介護係長

東北地方太平洋沖地震に関する介護扶助関係事務の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に関し、介護扶助関係事務の取扱いに当たっては、下記の事項について御留意の上、管内実施機関に御周知願います。

#### 記

##### 1 被災者に係る要介護認定等について

介護保険の保険者が、新規の要介護認定の申請前に介護サービスを利用した被保険者に対して、特例居宅介護サービス費等を支給する場合には、保護の実施機関は、当該被保険者に係る要介護認定の結果を待たずに生活保護の介護扶助の決定を行うことができるものであること。また、被保険者以外の者に係る審査判定の委託が困難である場合も同様であること。

また、事後に行われた要介護認定結果が、当初見込まれた要介護度よりも低く設定された場合（「自立」と設定された場合を含む。）については、平成13年3月29日付社援保発第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について」問14による取扱いを行って差し支えないものであること。

##### 2 被災地域の指定介護機関の介護報酬請求について

生活保護の指定介護機関が、被災した被保護者に係る介護扶助の受給資格を介護券により確認できずに現物給付を行った場合は、当該指定介護機関は、当該現物給付に係る介護報酬を保護の実施機関あてに直接請求することができるものとする。

### 3 被災者に係る介護保険施設の利用等に係る取扱いについて

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者であって、被災した生活保護受給者の方が、臨時的に居住費の利用者負担額が新たに発生する、又は利用者負担額に変更があるような介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）に入所せざるを得ない場合においては、その額について、当該者が臨時的に入所している間、厚生労働大臣に対し特別基準の設定について情報提供があったものとし、「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取扱いについて（平成17年9月30日社援保発第0930002号保護課長通知）」1(1)ウに定める「利用を認める場合」に該当するものとして取り扱って差し支えないものであること。